

発表事項

- 1 令和5事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 2 令和5事業年度前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画及び資金計画**
- 3 令和5年1月審査分の審査状況
- 4 令和5年2月審査分の特別審査委員会審査状況

収入と支出について

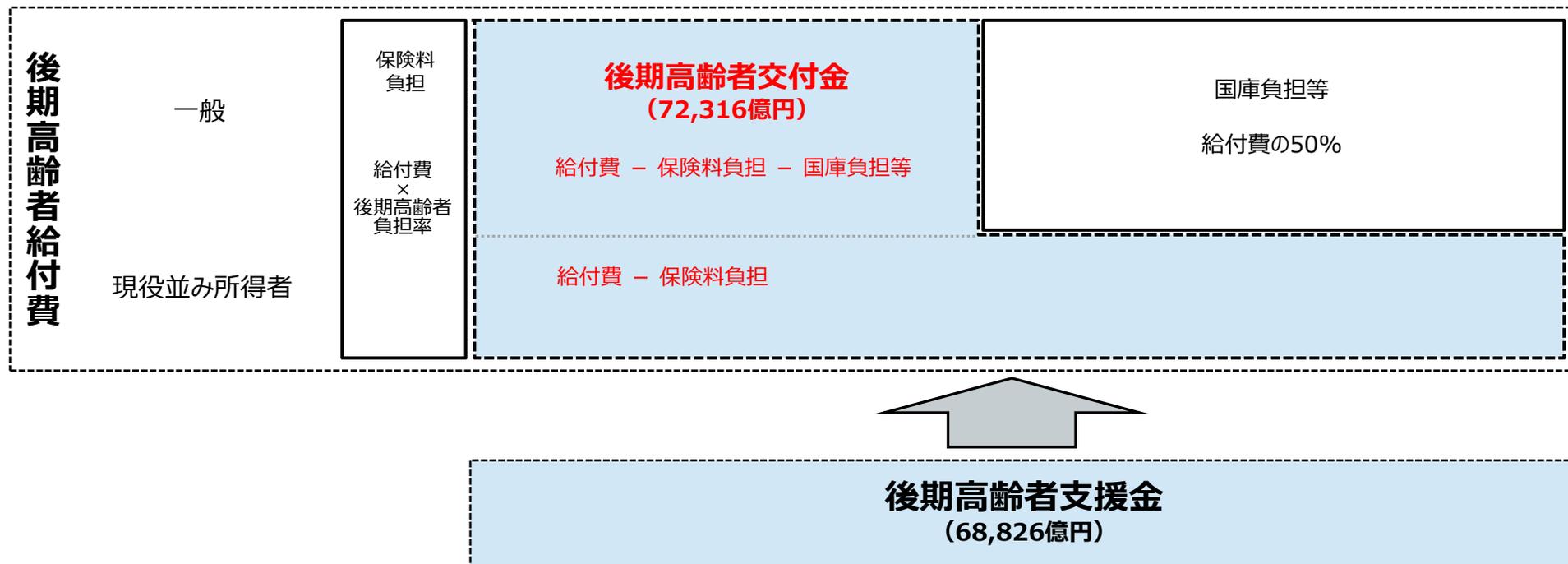
会計区分等		主な収入	主な支出
後期高齢者医療特別会計	事業費勘定	後期高齢者支援金	後期高齢者交付金
	事務費勘定	保険者からの事務費拠出金	役職員諸給与、管理諸費
前期高齢者特別会計	事業費勘定	前期高齢者納付金	前期高齢者交付金
	事務費勘定	保険者からの事務費拠出金	職員諸給与、管理諸費
退職者医療特別会計	事業費勘定	療養給付費等拠出金	療養給付費等交付金
	事務費勘定	保険者からの事務費拠出金	職員諸給与、管理諸費
介護保険特別会計	事業費勘定	介護給付費・地域支援 事業支援納付金	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金
	事務費勘定	国からの補助金	職員諸給与、管理諸費
認可事業特別会計	特定健診等決済代行 事業費勘定	保険者からの特定健診費用 保険者からの事務費	特定健診事業費 職員諸給与、管理諸費
	被扶養者情報通知経由 事業費勘定	後期高齢者医療広域連合 からの事務費	職員諸給与、管理諸費
	特別保健福祉事業費勘定	国からの補助金	職員諸給与、管理諸費
病床転換助成事業特別会計	事業費勘定	別途積立金からの受入金	病床転換助成交付金
	事務費勘定	保険者からの事務費拠出金	職員諸給与、管理諸費
特定 B 型肝炎ウイルス感染者 給付金等支給関係特別会計	事業費勘定	国からの交付金	給付金等支給金
	事務費勘定	国からの交付金	職員諸給与、管理諸費

後期高齢者医療特別会計 事業計画及び後期高齢者医療制度の概要

令和5事業年度 事業計画の概要

高齢者の医療の確保に関する法律 第139条第1項第2号の規定に基づき、保険者からの後期高齢者支援金等（支援金:68,826億円、事務費拠出金:4億円）の徴収並びに後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金（72,316億円）の交付等を行う。

後期高齢者医療制度の概要



(注) 端数整理(四捨五入)の関係から、合計額が不一致となる場合がある。以下について同じ。

後期高齢者医療特別会計 事業費勘定予算のポイント

令和5事業年度 事業費勘定予算のポイント

- ① 団塊の世代の75歳到達による後期高齢者の増加等に伴い概算交付金が3,006億円（4.3%（令和4年度後期高齢者支援金に対しては4.7%））増加

【4.3%の要因】

- ・ 団塊の世代の75歳到達※による後期高齢者の増（1,888万人⇒1,967万人）及び現役並み被保険者割合の増並びに一人当たり医療費の増 5.4%
- ※令和5年度75歳到達者は昭和23～24年生
- ・ 看護職員の処遇改善の満年度化（令和4年10月実施） 0.1%
- ・ 一部負担2割引上げの満年度化（令和4年10月実施） ▲0.6%
- ・ 薬価改定等による減 ▲0.6%

- ② 令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行に伴う受診控えの影響により確定支援金が大幅に減少し、支援金精算額が例年より大幅増の5,627億円となったが、令和3年度は例年並みの3,490億円となった

⇒ 2年後に行う支援金精算額が2,137億円（令和4年度後期高齢者支援金に対して3.4%）減少

単位：億円

執行年度	（精算年度）	概算支援金	確定支援金	支援金精算額
平成29年度	（令和元年度）	64,317	61,486	2,831
平成30年度	（令和2年度）	65,716	62,473	3,243
令和元年度	（令和3年度）	67,535	64,932	2,602
令和2年度	（令和4年度）	68,412	62,786	5,627
令和3年度	（令和5年度）	68,295	64,805	3,490

- ③ 令和5年度の概算交付金が3,006億円増加（①）し、令和3年度の精算額が2,137億円減少（②）したため、令和5年度の後期高齢者支援金が5,141億円（令和4年度後期高齢者支援金に対して8.1%）増加

後期高齢者医療特別会計 事業費勘定予算

単位：億円

令和4事業年度

令和5事業年度

76,050億円

79,253億円

+3,202億円

() 内数値は対前年度増減率

収入

後期高齢者支援金収入 6兆3,684億円

R4 概算支援金額 6兆9,310億円

R2 支援金精算額等 ▲5,626億円

R2 支援金精算額・調整金額 ▲5,627億円

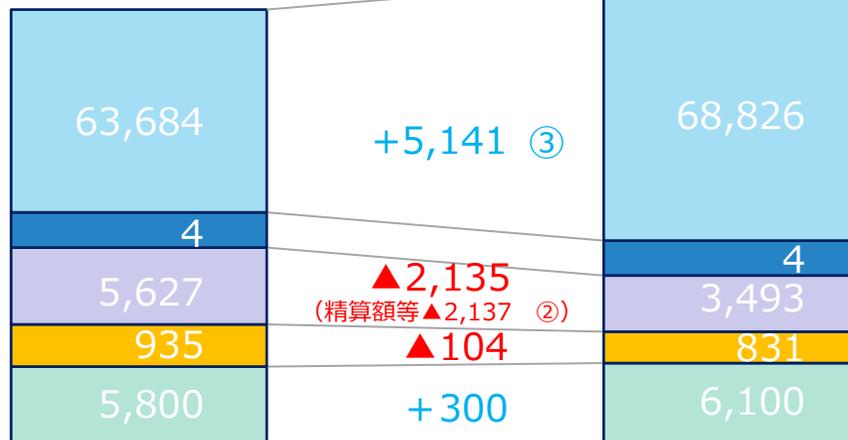
R2 支援金精算返還金 1億円

後期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

雑収入

借入金



後期高齢者支援金収入 6兆8,826億円 (+8.1%)

R5 概算支援金額 7兆2,316億円 (+4.3%)

R3 支援金精算額等 ▲3,491億円

R3 支援金精算額・調整金額 ▲3,491億円

R3 支援金精算返還金 2百万円

後期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

R3 支援金精算額・調整金額 3,491億円

老人保健特別会計拠出金事業費勘定から

承継した別途積立金からの受入額

(高齢者システムクラウド化) 1.8億円

雑収入 R4 交付金精算返還金等 831億円

借入金 (概算支援金額の1ヵ月分)

支出

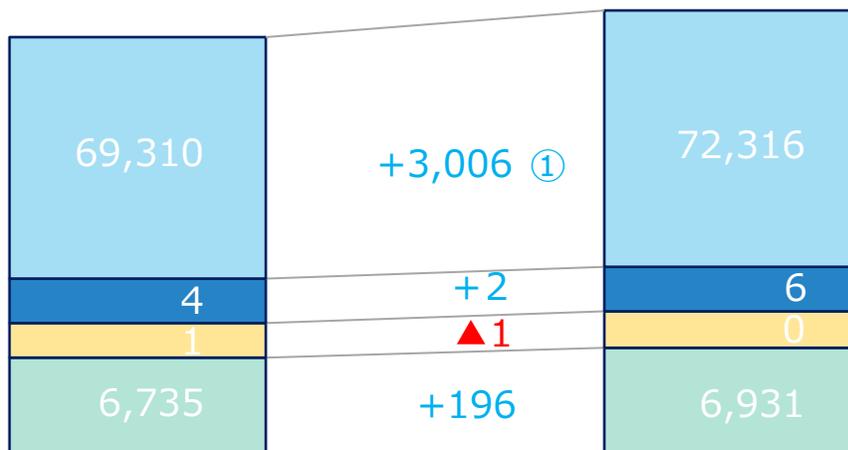
後期高齢者交付金

R4 概算交付金額 6兆9,310億円

事務費勘定へ繰入

R2 支援金精算返還金 諸支出金

予備費



後期高齢者交付金

R5 概算交付金額 7兆2,316億円 (+4.3%)

事務費勘定へ繰入

後期高齢者関係業務に要する事務費 4億円

老人保健特別会計拠出金事業費勘定から

承継した別途積立金からの受入額

(高齢者システムクラウド化) 1.8億円

諸支出金 R3 支援金精算返還金 2百万円

保険者の解散による返還

予備費 (概算支援金額の1ヵ月分、雑収入)

後期高齢者医療特別会計 事務費勘定予算

単位：百万円

令和4事業年度

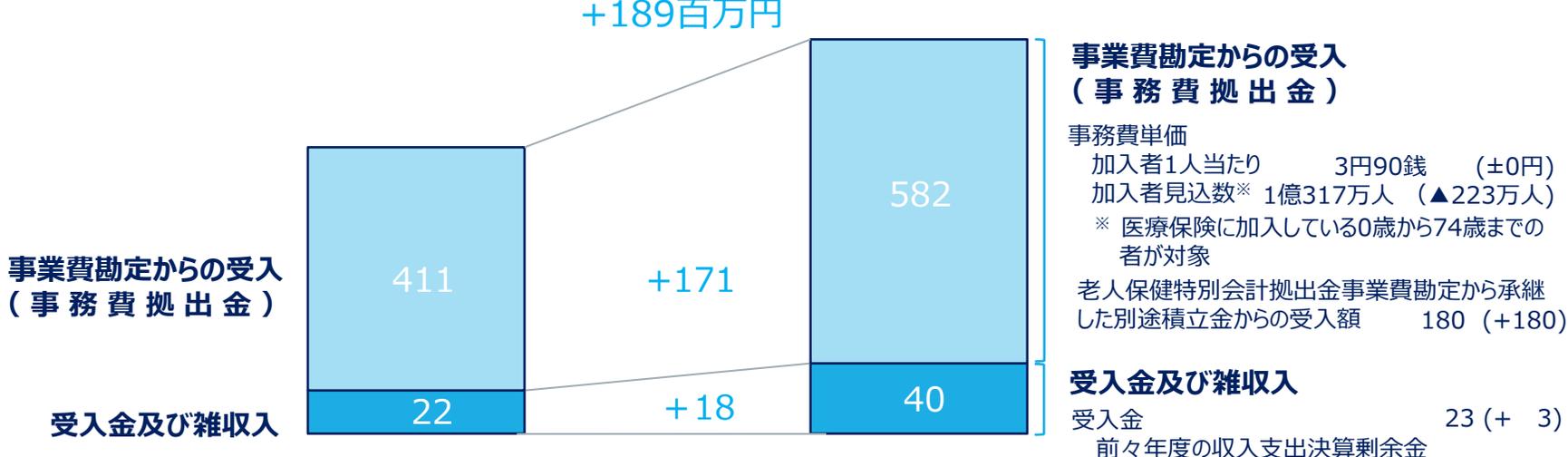
令和5事業年度

433百万円

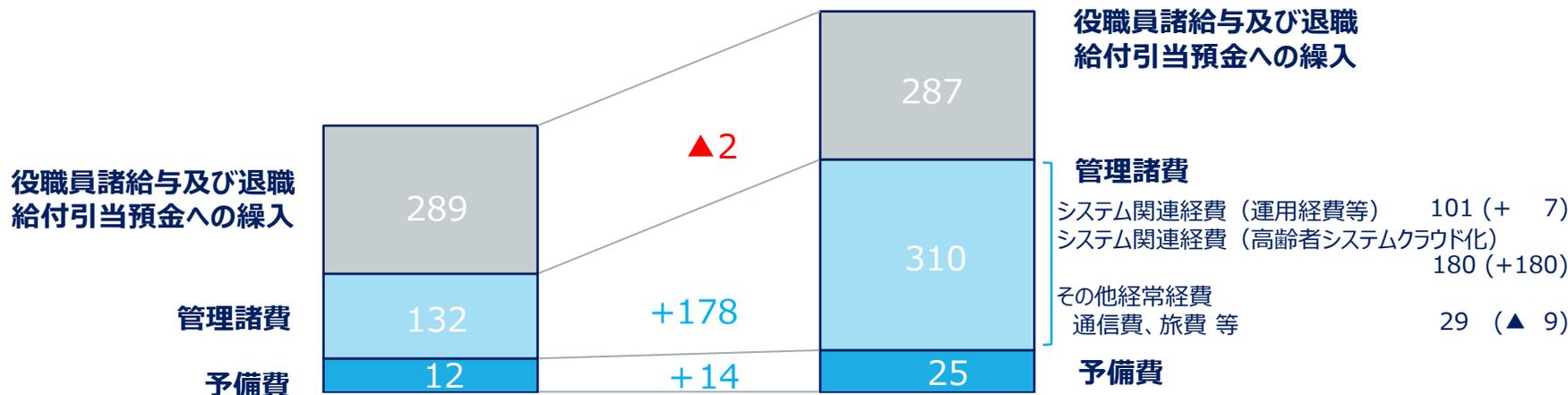
622百万円

() 内数値は対前年度差

収入



支出

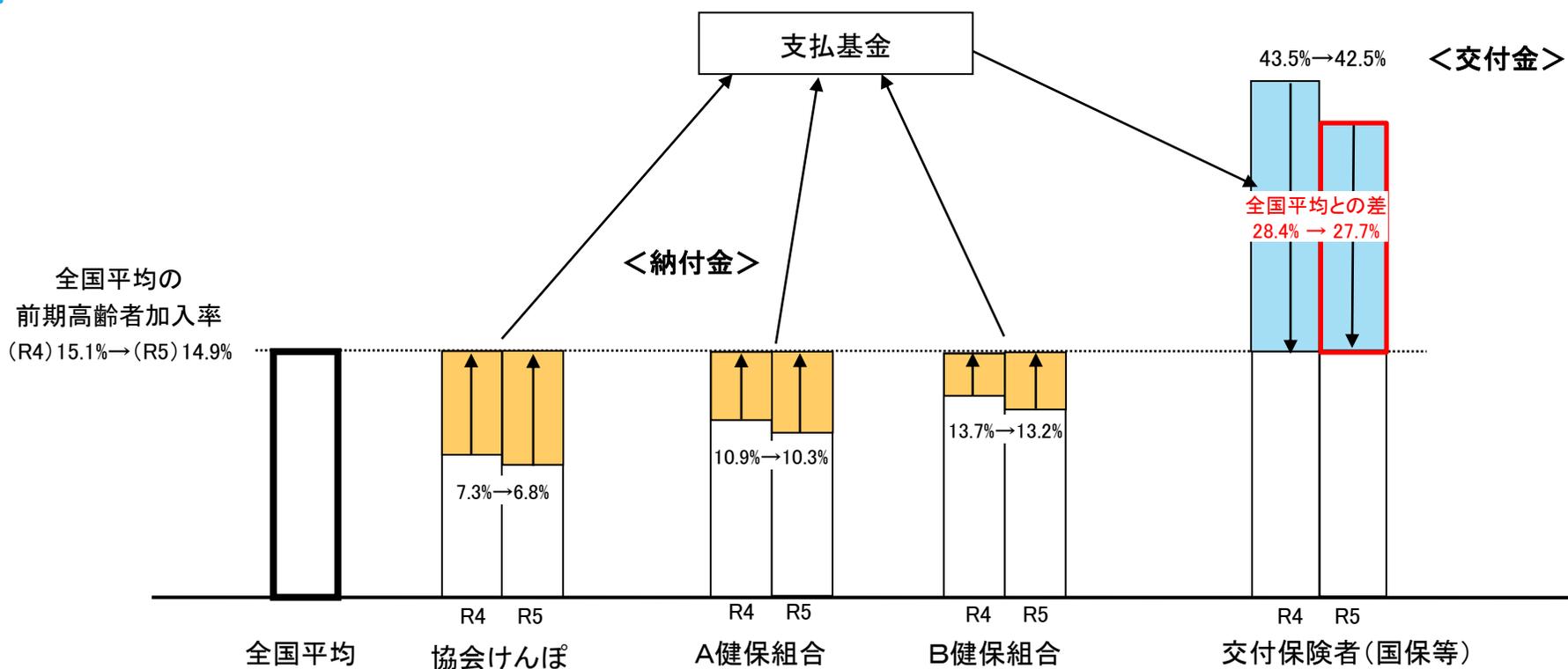


前期高齢者特別会計 事業計画及び前期高齢者に係る財政調整の概要

令和5事業年度 事業計画の概要

高齢者の医療の確保に関する法律 第139条第1項第1号の規定に基づき、保険者等からの前期高齢者納付金等（納付金:35,899億円、補助金:100億円、事務費拠出金:3億円）の徴収並びに保険者に対する前期高齢者交付金（36,018億円）の交付等を行う。

前期高齢者に係る財政調整の概要



【交付金の基本的な計算式】 前期高齢者一人当たり費用 × 当該保険者の加入者数 × (当該保険者の前期高齢者加入率 - 全国平均の前期高齢者加入率) × 補正率
前期高齢者一人当たり費用とは、前期高齢者一人当たり給付費及び後期高齢者支援金

前期高齢者特別会計 事業費勘定予算のポイント

令和5事業年度 事業費勘定予算のポイント

- ① 団塊の世代の75歳到達による前期高齢者（65歳以上75歳未満）の減少等に伴う財政調整規模の縮小により概算交付金が547億円減少（▲1.5%（令和4年度前期高齢者交付金に対して▲1.5%））

【▲1.5%の主な要因】

- ・ 前期高齢者一人当たり費用（給付費及び後期高齢者支援金）の増 4.0%
- ・ 交付保険者の加入者数の減（2,631万人⇒2,553万人） ▲3.0%
- ・ 交付保険者の前期高齢者加入率と全国平均の前期高齢者加入率の差の縮小（28.4%⇒27.7%） ▲2.7%

- ② 交付金精算額が令和2年度には▲448億円であったが、令和3年度には666億円となった ⇒ 2年後に行う交付金精算額が1,114億円（令和4年度前期高齢者交付金に対して3.1%）増加

単位：億円

執行年度	(精算年度)	概算交付金	確定交付金	交付金精算額
令和2年度	(令和4年度)	36,225	35,778	▲448
令和3年度	(令和5年度)	37,006	37,671	666

- ③ 令和5年度の概算交付金は547億円減少（①）したものの、令和3年度の精算額が1,114億円増加（②）したため、令和5年度の前期高齢者交付金は567億円（令和4年度前期高齢者交付金に対して1.6%）増加

前期高齢者特別会計 事業費勘定予算

単位：億円

令和4事業年度

令和5事業年度

収入

38,470億円

+561億円

39,031億円

() 内数値は対前年度増減率

前期高齢者納付金収入 3兆5,333億円

- R4 概算納付金額 3兆5,766億円
- R2 納付金精算額等 ▲433億円
- R2 納付金精算額・調整金額 ▲480億円
- R2 特別負担調整交付金精算額 32億円
- R2 納付金精算返還金 15億円

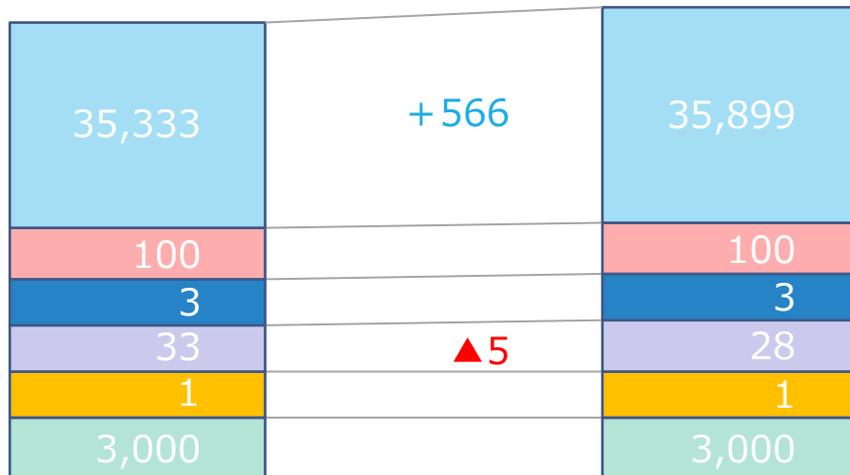
前期高齢者特別負担調整交付金収入

前期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

雑収入

借入金



前期高齢者納付金収入 3兆5,899億円 (+1.6%)

R5 概算納付金額 3兆5,177億円 (▲1.6%)

R3 納付金精算額等 722億円

R3 納付金精算額・調整金額 638億円

R3 特別負担調整交付金精算額 74億円

R3 納付金精算返還金 9億円

前期高齢者特別負担調整交付金収入

前期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

R3納付金精算額・調整金額と
R3交付金精算額・調整金額を差引いた額 28億円

雑収入 R3 交付金精算返還金等

借入金 (概算納付金額の1ヵ月分)

支出

前期高齢者交付金 3兆5,451億円

R4 概算交付金額 3兆5,897億円

R2 交付金精算額等 ▲446億円

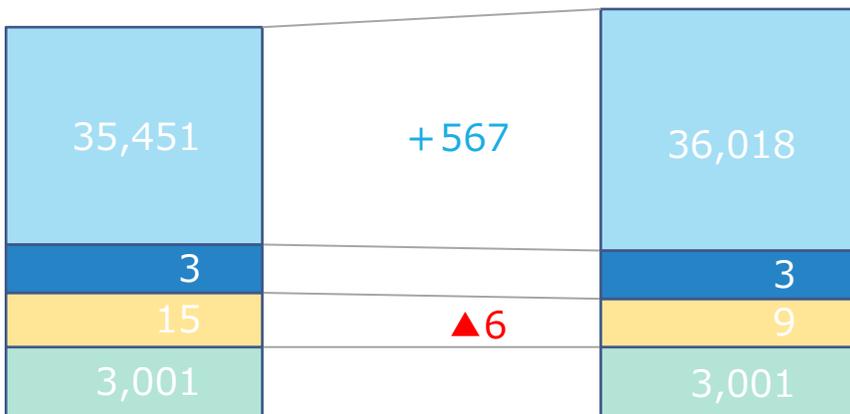
R2 交付金精算額・調整金額 ▲448億円

R2 交付金精算返還金 1億円

事務費勘定へ繰入

R2 納付金精算返還金 諸支出金

予備費



前期高齢者交付金 3兆6,018億円 (+1.6%)

R5 概算交付金額 3兆5,350億円 (▲1.5%)

R3 交付金精算額等 667億円

R3 交付金精算額・調整金額 666億円

R3 交付金精算返還金 1億円

事務費勘定へ繰入

諸支出金 R3 納付金精算返還金

予備費 (概算納付金額の1ヵ月分、雑収入)

前期高齢者特別会計 事務費勘定予算

単位：百万円

令和4事業年度

令和5事業年度

365百万円

+3百万円

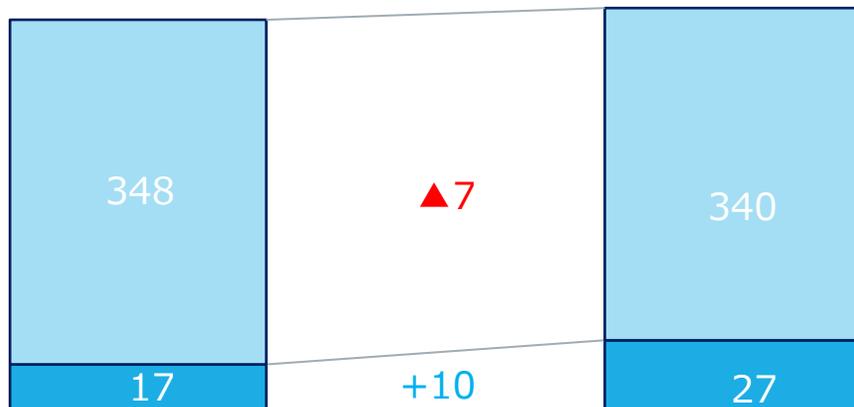
368百万円

収入

() 内数値は対前年度差

事業費勘定からの受入
(事務費拠出金)

受入金及び雑収入



事業費勘定からの受入
(事務費拠出金)

事務費単価

加入者1人当たり 3円30銭 (±0円)

加入者見込数※ 1億317万人 (▲223万人)

※ 医療保険に加入している0歳から74歳までの者が対象

受入金及び雑収入

受入金

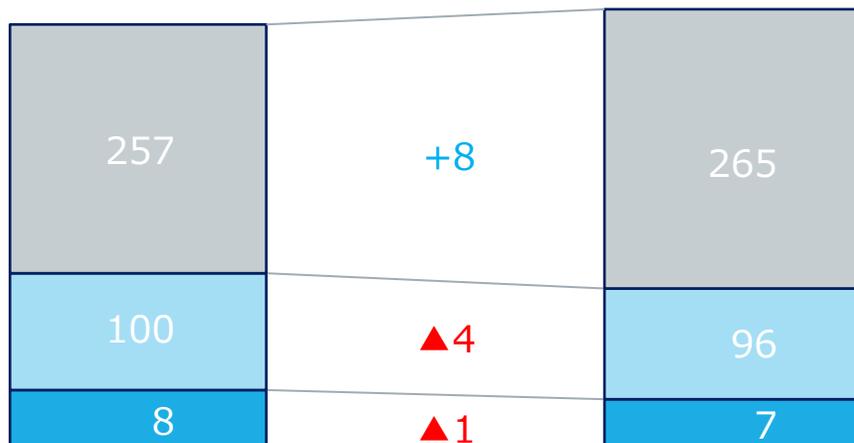
前々年度の収入支出決算剰余金 27 (+11)

支出

職員諸給与及び退職
給付引当預金への繰入

管理諸費

予備費



職員諸給与及び退職
給付引当預金への繰入

管理諸費

システム関連経費

65 (+4)

その他経常経費

通信費、旅費等

31 (▲8)

(賃料等の減)

予備費

認可事業特別会計 特別保健福祉事業費勘定予算のポイント

令和5事業年度 事業費勘定予算のポイント

凡例

(新) : 新規案件

(継) : 継続案件

次期医療保険制度改革に伴う法律改正等の準備として、次のシステム改修等を行う。

- | | | |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 | 出産育児一時金の費用負担の変更等に係るシステム改修 | |
| | ① 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入（令和6年4月）に伴う高齢者システムの改修 | (新) 1,069百万円
(下記2の費用を含む) |
| | ② 出産育児一時金の「出産育児一時金等代理申請・受取請求書」様式の変更（出産費用の見える化）に係る出産育児一時金処理システムの改修 | (新) 100百万円 |
| 2 | 前期高齢者財政調整の変更に係るシステム改修
前期高齢者に係る財政調整において、報酬水準に応じた調整の導入（令和6年4月）に伴う高齢者システムの改修 | (上記1の①の費用を含む) |
| 3 | 流行初期医療確保措置に係るシステム改修 | |
| | ③ 流行初期の感染症医療を行う特別な協定を締結する医療機関に対する支援額を算出し、都道府県や保険者に請求した上で、当該医療機関に支払うための審査支払システム改修に係る要件定義を令和4年度に行い（12月理事会で予算変更）、令和5年度においては、当該システムの改修を実施 | (継) 723百万円 |
| | ④ 流行初期医療確保措置に伴う保険者間の財政調整（前期高齢者及び後期高齢者）を行うための高齢者システムの改修 | (新) 571百万円 |
| 4 | その他 | |
| | ⑤ 第4期医療費適正化計画（特定健診・保健指導項目の変更）に係る特定健診等関連システムの改修 | (新) 744百万円 |
| | ⑥ 訪問看護レセプトの電子化に伴うシステム整備（令和3年度から継続） | (継) 1,076百万円 |

認可事業特別会計 特別保健福祉事業費勘定予算

単位：百万円

令和4事業年度

令和5事業年度

1,315百万円

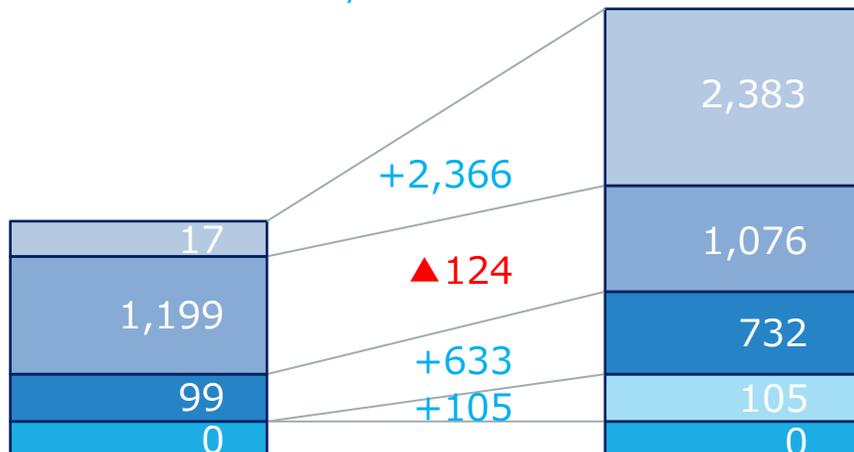
4,296百万円

2,981百万円

() 内数値は対前年度差

収入

高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
 高齢者医療運営円滑化等補助金
 医療施設運営費等補助金
 雑収入



高齢者医療制度円滑運営事業費補助金

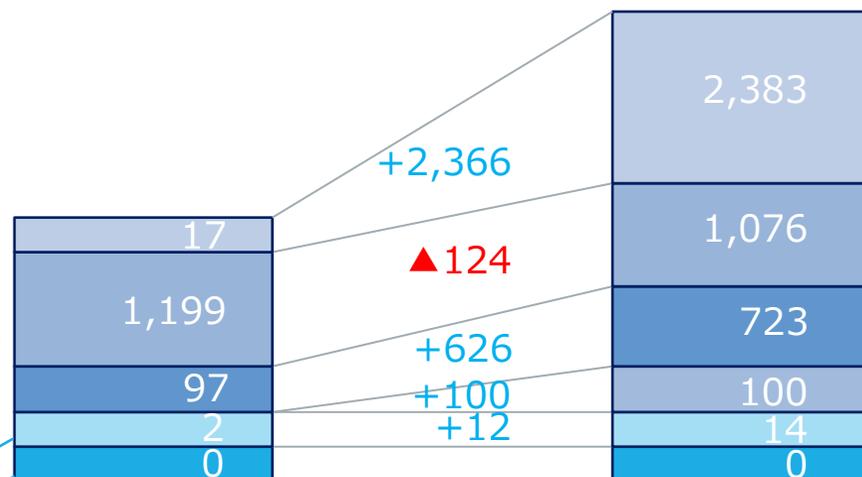
高齢者医療運営円滑化等補助金

医療施設運営費等補助金

審査支払関係業務費補助金
 雑収入

支出

高齢者医療制度円滑運営費
 高齢者医療円滑化運営費
 訪問看護レセプトの電子化に伴うシステム整備
 1,139
 医療施設運営費
 流行初期医療確保措置対応に係る審査支払システム改修
 97
 事務取扱費
 予備費



高齢者医療制度円滑運営費

①出産育児一時金対応及び前期財政調整見直しに係るシステム改修 1,069
 ④流行初期医療確保措置対応に係る高齢者システム改修 571
 ⑤第4期医療費適正化計画（特定健診・保健指導項目の変更）対応に係るシステム改修 744

高齢者医療円滑化運営費
 ⑥訪問看護レセプトの電子化に伴うシステム整備 1,076 (▲64)

医療施設運営費
 ③流行初期医療確保措置対応に係る審査支払システム改修 (+626) 723

審査支払関係業務費
 ②出産育児一時金等代理申請・受取請求書様式の変更に係るシステム改修 100

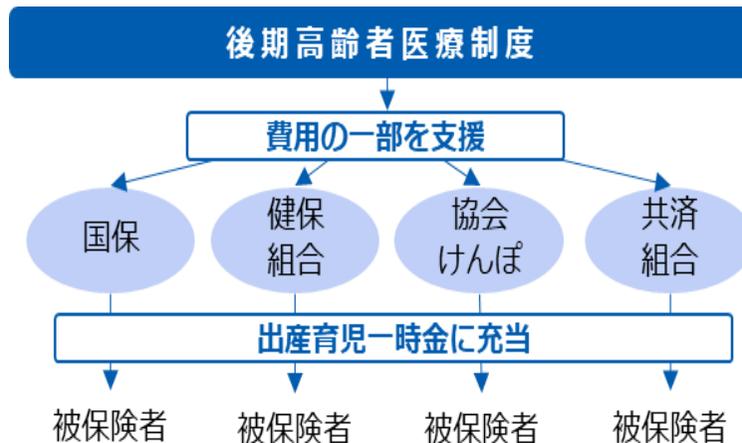
事務取扱費
 予備費

(参考) 出産育児一時金の費用負担の変更等に係るシステム改修

① 出産育児一時金の費用負担の変更に伴う高齢者システムの改修

後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入し、子育てを全世代で支援するため、高齢者システムについて必要な改修を行う。

※ 高齢者医療制度創設前は、出産育児一時金を含め子ども関連の医療費を全ての世代で負担



② 出産費用の見える化に伴う出産育児一時金処理システムの改修

出産費用の見える化を進めるため、直接支払制度の「出産育児一時金等代理申請・受取請求書」様式の改定等、出産育児一時金処理システムについて必要な改修を行う。

<出産費用の見える化について>

医療機関等ごとの出産費用の状況のみならず、その医療機関等の特色やサービスの内容なども併せて公表

【対象医療機関】 直接支払制度を行っている医療機関等

【公表事項】 ①医療機関等の特色（機能や運営体制等）

②室料差額や無痛分娩の取扱い等のサービス内容

③医療機関等における分娩に要する費用及び室料差額、無痛分娩等の内容（価格等）の公表方法

④平均入院日数や出産費用、妊婦合計負担額等の平均値に係る情報

※直接支払制度の専用請求書の内容に基づき算出

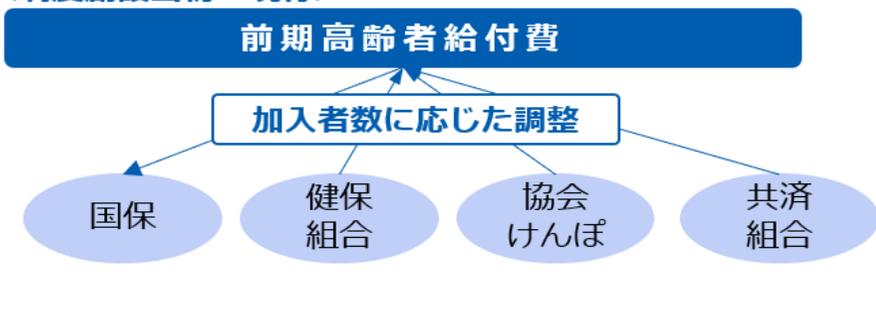
※一定期間における平均値であることから、分娩数が少ない医療機関等の公表は任意

(参考) 前期高齢者財政調整の変更に係るシステム改修

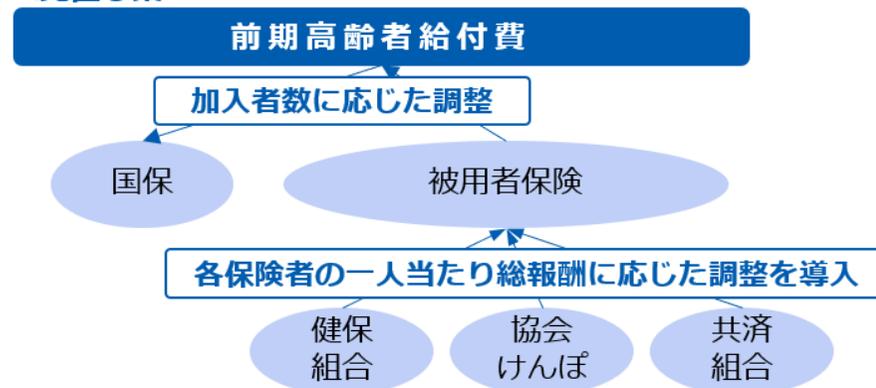
- 前期高齢者財政調整の変更に係るシステム改修（① 出産育児一時金の費用負担の変更に伴う高齢者システムの改修を含む）

前期高齢者に係る費用（給付費及び後期高齢者支援金）の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、部分的に「報酬水準に応じた調整」（報酬調整）を導入

<制度創設当初～現行>



<見直し案>



(参考) 流行初期医療確保措置に係るシステム改修

感染症予防法等改正法に基づく流行初期医療確保措置について

1. 措置の目的・内容

- 「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自律性(一般医療の提供)を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療(感染患者への医療)の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う(※)。その上で、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額になるよう精算を実施(支援額の範囲内で補助金の額を返還)。

※ 病床確保(入院医療)を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

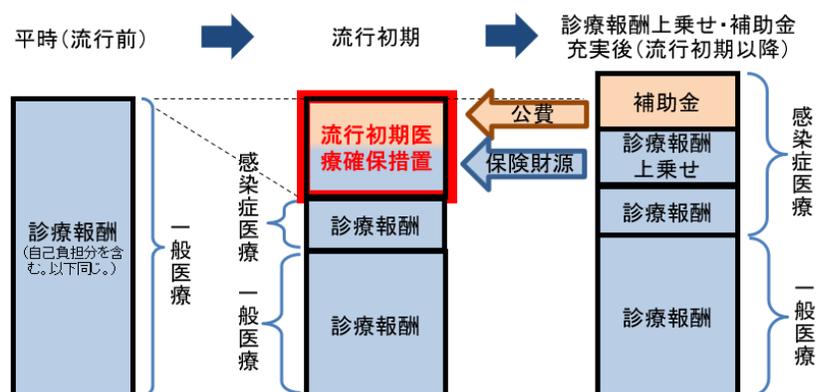
※ 自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる。(国民医療費:医療保険・後期高齢者給付分80.5%、自己負担分12.3%、公費負担医療給付分7.3%)

2. 事業実施主体 都道府県

3. 費用負担

- 措置に関する費用は、公費と保険者で負担することとする。支援額の負担については、今回新型コロナウイルスへの対応を行った病院の収益構造を勘案し、公費(国、都道府県)と保険者(被用者保険、国保、後期高齢広域連合)の負担割合は1:1とする。
- 支援額の各保険者の負担は、対象医療機関に対する直近の診療報酬支払実績に応じて按分することとする。また、保険者からの拠出金については、保険者間の財政調整(前期高齢者財政調整、後期高齢者支援金)を実施し、協会けんぽ、国保、後期高齢広域連合からの拠出には、通常の医療給付と同様に公費負担を行う。

平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後(流行初期以降)
における「特別な協定を締結した医療機関」の収入(イメージ)



流行初期医療確保措置の支払いスキーム(イメージ)

